

証券コード 2411
2026年5月28日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
ゲンダイエージェンシー株式会社
代表取締役社長CEO 大 島 克 俊

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.gendai-a.co.jp/ir/stockholders-meetings.php>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ゲンダイエージェンシー）または証券コード（2411）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティビル 7階 会議室1 a・1 b
3. 目的事項
報告事項 第31期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「会社の体制および方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時30分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日

議案	原案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否

基本日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

見本

○○○○○○○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者に反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第2号議案**
- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

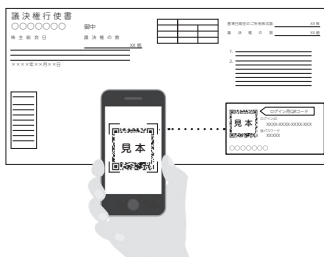
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

I. 企業集団および当社の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、継続する物価上昇や人手不足、さらには中東情勢によるエネルギー問題や日中関係の不安定化などによる影響の懸念等もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループの主要顧客であるパチンコホール業界においては、スマート遊技機の普及に加え、パチンコ機の「ラッキートリガー3.0プラス」やスロット機の「ボーナストリガー」等、新たな遊技性を備えた機械の登場により、業界活性化への期待が高まっています。

パチンコホール広告市場においては、集客に貢献するサービスやインターネット広告の需要は高まっており、緩やかながら需要の回復の兆しが見られます。

パチンコホール以外の広告分野については、主力のフィットネス施設や住宅関連広告分野をはじめ、広告需要は引き続き増加基調にあります。

こうした環境下で、当社グループでは、主力のパチンコホール広告分野においては、集客力の高い来店プロモーション企画等の販売や、収益性の高いインターネット広告の拡販に努めました。パチンコ以外の広告分野においては、広告需要の伸びが期待されるセクターにおける顧客開拓を積極的に推進いたしました。

これらの取組みにより、各利益項目は前年を大幅に上回りましたが、第3四半期以降の紙媒体広告の想定を超える急減や、持続的成長に向けた人的資本への投資（採用・賃上げ等）による販管費の増加もあり、下期の利益は伸び悩みました。

当連結会計年度の業績は、売上高は7,531百万円（前年同期比1.9%減）、売上総利益は2,702百万円（同11.7%増）、営業利益は674百万円（同61.2%増）、経常利益は680百万円（同63.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、473百万円（同32.0%増）となりました。

なお、セグメント別の状況は以下のとおりであります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(広告事業)

当連結会計年度におけるパチンコホール広告市場は、スマート遊技機の普及や新機能搭載機の登場により盛り上がりを見せており、業界タレント等の来店プロモーション企画や、インターネット広告の需要は高まりつつあります。一方で、集客手法のデジタルシフトが想定以上の速度で進んだことにより、取扱高の大きい折込広告等の紙媒体広告は、当第3四半期以降、急激な減少傾向となりました。こうした中、2025年5月にパチンコ業界4団体から「広告宣伝ガイドライン第三版」が発出されたことにより、これまで曖昧であった広告手法や集客支援サービスについて、実施可能な範囲がより明確化されました。これにより、突発的な広告自主規制等といった当社グループの業績に影響を与えるリスクは軽減しています。

こうした環境下において、当社グループでは、ガイドラインに則った集客施策の開発・販売に注力するとともに、紙媒体の減退に対応すべく、高付加価値なD S P広告や自社保有サイト「パチ7」のオリジナルサービス等の拡販を推進いたしました。これら高収益サービスの伸長により売上総利益率は向上したものの、紙媒体の急減による売上総利益の減少を完全には補いきれず、加えて、持続的成長に向けた人的資本への投資（採用・賃上げ等）による販管費の増加もあり、セグメント利益は当初の想定を下回る結果となりました。

なお、収益構造の転換自体は着実に進展しており、高付加価値サービスは市場への浸透に伴い継続的な受注に繋がっております。

その結果、売上高は7,431百万円（前年同期比2.5%減）、セグメント利益は907百万円（同30.6%増）となりました。

(不動産事業)

当連結会計年度においては、連結子会社(株)ランドサポートが所有する千葉県柏市の土地の賃貸収益のほか、賃貸仲介物件等に伴う手数料収益48百万円の計上がありました。

その結果、売上高は99百万円（前年同期比75.7%増）、セグメント利益は47百万円（同140.3%増）となりました。

2. 企業集団の資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、新たに総額400百万円の長期借入を実行しました。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,300百万円の当座貸越契約を締結しております。当契約に基づく当連結会計年度末借入残高はありません。

3. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度における、重要な設備投資はありません。

4. 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第28期 2023年3月期	第29期 2024年3月期	第30期 2025年3月期	第31期 2026年3月期
売上高	7,545	7,419	7,679	7,531
営業利益	401	249	418	674
経常利益	420	262	416	680
親会社株主に帰属する 当期純利益	369	125	358	473
1株当たり当期純利益	27円85銭	10円17銭	29円16銭	42円24銭
総資産	6,056	5,428	5,746	5,409
純資産	4,389	4,085	4,201	3,891
1株当たり純資産額	342円91銭	332円15銭	341円60銭	353円73銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第28期 2023年3月期	第29期 2024年3月期	第30期 2025年3月期	第31期 2026年3月期
売上高	5,806	5,920	6,018	5,789
営業利益	139	12	175	412
経常利益	360	26	493	417
当期純利益 (△)は当期純損失	406	△26	515	302
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	30円59銭	△2円11銭	41円87銭	27円01銭
総資産	5,233	4,461	4,925	4,461
純資産	3,855	3,399	3,672	3,190
1株当たり純資産額	301円21銭	276円40銭	298円56銭	290円08銭

(注) 1株当たり当期純利益および1株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 企業集団の対処すべき課題

主力顧客のパチンコホールをはじめ、広告市場全体で紙媒体からインターネット広告へのシフトが加速しております。またメディアの多様化や生成AIをはじめとするテクノロジーの進化により、顧客ニーズが高度化・複雑化しております。

こうした環境下において、当社グループでは、かねてより進めてまいりました新たな経営体制への移行を、次世代リーダーの育成・登用を軸として着実に進捗させております。現在は、新体制への完全移行を見据えた基盤構築の過程にあります。意思決定の迅速化と事業執行のスピードアップを図るべく、実効性の高い組織運営に注力しております。

将来の経営を担う人材が力を発揮できる土壌を整えるとともに、変化する市場環境において持続的な成長を実現するため、当期は次の3点を対処すべき課題と認識し、取り組んでまいります。

① 広告事業の収益基盤強化と顧客ポートフォリオの最適化

パチンコホール広告分野においては、パチンコホール業界企業との取引拡大と関係強化に努めてまいります。集客貢献度の高い広告・サービスの開発・拡販を継続するとともに、生成AIツール等、高付加価値領域の販売を強化してまいります。また、物価高騰が続く中で当社収益性を確保するため、販売価格の適正化にも取り組んでまいります。

② 需要の伸びが期待されるセクターでの顧客開拓

パチンコホール以外の広告分野においては、今後も需要の伸びが期待されるセクターでの顧客開拓を推進してまいります。具体的には、フィットネス・買取業で培ったノウハウを活かしたフランチャイズ業界への積極展開を進めるとともに、主力のフィットネス施設や住宅関連分野における取引深耕を図り、持続的な成長を実現してまいります。

③ 持続的な成長のための人材育成と組織力強化

当社は、若手・中堅社員の定着率向上とスキルアップを重要な課題と位置づけ、長期的なキャリア形成を支援する人事制度の運用・改善を進めてまいります。また、人的資本への投資を継続し、競争力ある処遇の実現に取り組むことで、従業員が能力を最大限に発揮できる環境を整備してまいります。

今後も持続的な収益力と成長力を併せ持つ企業となるため、組織力の強化と人材の可能性を最大限に引き出すための施策を積極的に行ってまいります。

6. 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社および国内子会社6社により構成されております。

①広告事業

当社、連結子会社(株)ユーアンドユー、(株)ジュリアジャパン、(株)ジールネットおよび(株)プレスエーにおいて、広告の企画制作を行っております。

品目別の内容は以下のとおりであります。

品 目	内 容
インターネット	インターネットメディアを利用した広告の企画制作
折込広告	新聞折込広告の企画制作
販 促 物	ダイレクトメール、店舗内外装飾用のポスター・ポップ等の印刷物、ノベルティー等の企画制作
クリエイティブ	映像、デザイン等の制作受託
媒 体	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等のマスメディアを利用した広告の企画制作
そ の 他	店舗イベントの企画運営

②不動産事業

連結子会社(株)ランドサポートにおいて、パチンコホールをはじめとした商業施設全般に関する不動産の賃貸、仲介等を行っております。

7. 企業集団の主要な事業所（2026年3月31日現在）

会社名	区分	場所
ゲンダイエージェンシー(株)	本社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティビル29階
	営業拠点	国内11営業拠点 (札幌、仙台、宇都宮、東京、松本、名古屋、静岡、大阪、広島、福岡、鹿児島)
(株)ランドサポート	本社	東京都品川区
(株)ユーアンドユー	本社	東京都渋谷区
(株)ジュリアジャパン	本社	東京都新宿区
	オフィス	国内3拠点 (札幌、東京、大阪)
(株)ジールネット	本社	東京都新宿区
(株)プレスエー	本社	東京都新宿区
(株)アーク	本社	東京都新宿区

8. 従業員の状況（2026年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
広告事業	203	△1
不動産事業	1	—
全社(共通)	4	2
合計	208	1

- (注) 1. 当社および当社連結子会社の従業員数を記載しております。
 2. 上記従業員のほか、臨時従業員が18名(年間の平均人員)おります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
138名	△1名	40.63歳	12.00年

- (注) 上記従業員のほか、臨時従業員が10名(年間の平均人員)おります。

9. 重要な子会社の状況（2026年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	議 決 権 の 所 有 割 合	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ラ ン ド サ ポ ー ト	50百万円	100.0%	不 動 産 事 業
株 式 会 社 ユ ー ア ン ド ユ ー	60百万円	100.0%	広 告 事 業
株 式 会 社 ジ ー ル ネ ッ ト	35百万円	100.0%	広 告 事 業
株 式 会 社 ジ ュ リ ア ジ ャ パ ン	45百万円	100.0%	広 告 事 業
株 式 会 社 プ レ ス エ ー	1百万円	100.0%	広 告 事 業
株 式 会 社 ア ー ク	25百万円	100.0%	そ の 他 事 業

10. 企業集団の主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	300百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	287百万円

(注) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行3行と借入極度額1,300百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、当契約に基づく当連結会計年度末借入残高はありません。

II. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2026年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 66,400,000株
②発行済株式の総数 12,300,000株
③株主数 9,115名
④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
G A キ ャ ピ タ ル (株)	3,624,000株	32.95%
梅 田 美 智 子	359,400株	3.27%
内 藤 征 吾	286,300株	2.60%
完 山 敏 錫	183,000株	1.66%
鎌 倉 吉 成	173,300株	1.58%
森 本 潤	156,800株	1.43%
完 山 永 輝	118,500株	1.08%
完 山 永 吏	118,500株	1.08%
上 川 名 弦	118,000株	1.07%
ベ ニ ス 産 業 (株)	116,800株	1.06%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,300,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を除外して計算しております。

III. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	大島 克俊	社長最高経営責任者
取締役	両角 正人	最高財務責任者
取締役	黒子 好章	最高人事責任者 最高コンプライアンス責任者
取締役	山本 正卓	
取締役	田坂 正樹	株式会社ピーバンドットコム 取締役会長ファウンダー
取締役	谷口 辰成	株式会社セキュア 代表取締役社長代表執行役員CEO 合同会社LYON 代表社員
常勤監査役	安達 吉明	
監査役	高野 健二	公認会計士 株式会社M&Aコンサルティング 代表取締役
監査役	高岡 徹	公認会計士・税理士
監査役	一色 真司	学校法人代々木学園 理事長 特定非営利活動法人21世紀教育研究所 代表理事

- (注) 1. 取締役田坂正樹氏および谷口辰成氏の両名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役高野健二氏、高岡徹氏および一色真司氏の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役高野健二氏は公認会計士の資格を有しており、また、監査役高岡徹氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役黒子好章氏および谷口辰成氏ならびに監査役一色真司氏は、2025年6月25日開催の第30回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
5. 上川名弦氏は、2025年6月25日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって任期満了により代表取締役および取締役を退任いたしました。
6. 高秀一氏および姜理恵氏は、2025年6月25日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 当社は、監査役高野健二氏および高岡徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
9. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約は締結しておりません。

10. 当社は、当社および子会社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年6月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について次のとおり決議しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、短期的な業績の向上と株主利益の追求を考慮しながらも、取締役が中長期的視点で当社グループの持続的成長と企業価値向上に取り組めるよう、基本報酬の水準と安定性を重視することを基本方針とし、基本報酬のみで構成する。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位および職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等については支給しない。

ニ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針は、基本報酬のみであるためこれを定めない。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で決議された取締役の年間報酬総額の限度額内で、基本報酬の総額について取締役会で決議し、当該決議に基づいて経営陣の複数名が個別評価チームを構成し、特定の者への権限集中・依存を防止しつつ、当社グループ全体の業績を多角的に評価し、上記各方針に従って具体的な額を設定する。これを代表取締役最高経営責任者である大島克俊が承認することにより決定する。取締役会は、個別の報酬等の内容が決定方針に沿い、適切に行われていることを確認する。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

③当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動等 報酬	非金銭等 報酬	
取締役 (うち社外取締役)	76 (4)	76 (4)	－ (－)	－ (－)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13 (6)	13 (6)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	89 (11)	89 (11)	－ (－)	－ (－)	13 (6)

- (注) 1. 上表には、2025年6月25日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第14回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役年額12百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2005年6月17日開催の第10回定時株主総会において、月額2,500千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。
5. 役員賞与はございません。

④当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はございません。

⑤社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はございません。

3. 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田坂正樹氏は、株式会社ピーバンドットコム取締役会長ファウンダーであります。当社と株式会社ピーバンドットコムとの間には特別の関係はございません。
- ・取締役谷口辰成氏は、株式会社セキュアの代表取締役社長代表執行役員CEOおよび合同会社LYONの代表社員であります。当社と株式会社セキュアおよび合同会社LYONの間には特別の関係はございません。
- ・監査役高野健二氏は、株式会社M&Aコンサルティングの代表取締役であります。当社と株式会社M&Aコンサルティングの間には特別の関係はございません。
- ・監査役一色真司氏は、学校法人代々木学園の理事長および特定非営利活動法人21世紀教育研究所の代表理事であります。当社と学校法人代々木学園および特定非営利活動法人21世紀教育研究所の間には特別の関係はございません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・該当事項はございません。

③当事業年度における主な活動状況

役職および氏名	主な活動状況
社外取締役 田坂 正樹	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に企業経営者としての観点からの発言を適宜行っており、特にインターネットを活用した商取引や情報発信等について専門的な立場から助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
社外取締役 谷口 辰成	<p>2025年6月25日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に企業経営者としての観点からの発言を適宜行っており、特にセキュリティ管理に関する専門的な立場から助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
社外監査役 高野 健二	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 高岡 徹	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 一色 真司	<p>2025年6月25日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また監査役会10回の全てに出席いたしました。</p> <p>業務執行を行う経営陣から独立した観点から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

V. 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任もしくは不再任決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,176	流 動 負 債	1,166
現金及び預金	3,226	買掛金	443
受取手形	53	1年内返済予定の長期借入金	312
売掛金	842	未払法人税等	209
その他の	56	その他の	200
貸倒引当金	△2	固 定 負 債	351
固 定 資 産	1,232	長期借入金	275
有 形 固 定 資 産	602	資産除去債務	51
建物及び構築物	44	その他の	25
機械装置及び運搬具	19	負 債 合 計	1,518
工具、器具及び備品	16	純 資 産 の 部	
土地	521	株 主 資 本	3,897
無 形 固 定 資 産	102	資本金	100
ソフトウェア	102	資本剰余金	735
投 資 其 他 の 資 産	527	利益剰余金	3,588
投資有価証券	363	自己株式	△526
繰延税金資産	26	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△6
その他の	143	その他有価証券評価差額金	△6
貸倒引当金	△6	純 資 産 合 計	3,891
資 産 合 計	5,409	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,409

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	7,531
売上原価	4,828
売上総利益	2,702
販売費及び一般管理費	2,027
営業利益	674
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	2
有価証券利息	3
為替差益	1
有価証券売却益	1
その他	16
営業外費用	
支払利息	7
自己株式取得費用	2
その他	10
経常利益	680
特別利益	
固定資産売却益	2
受取補償金	59
特別損失	
事務所移転費用	2
税金等調整前当期純利益	740
法人税、住民税及び事業税	246
法人税等調整額	20
当期純利益	473
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	473

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,917	流 動 負 債	943
現金及び預金	2,231	買掛金	324
受取手形	53	1年内返済予定の長期借入金	312
売掛金	593	未払金	77
仕掛品	8	未払法人税等	153
原材料及び貯蔵品	0	未払消費税等	44
前払費用	26	未払費用	17
その他	7	預り金	8
貸倒引当金	△1	その他	6
固 定 資 産	1,544	固 定 負 債	326
有 形 固 定 資 産	70	長期借入金	275
建物	43	資産除去債務	51
車両運搬具	19	その他	0
工具、器具及び備品	8	負 債 合 計	1,270
無 形 固 定 資 産	84	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	84	株 主 資 本	3,197
投 資 そ の 他 の 資 産	1,389	資 本 金	100
投資有価証券	363	資 本 剰 余 金	735
関係会社株式	884	資 本 準 備 金	100
繰延税金資産	18	その他資本剰余金	635
その他	124	利 益 剰 余 金	2,887
貸倒引当金	△2	その他利益剰余金	2,887
資 産 合 計	4,461	繰越利益剰余金	2,887
		自 己 株 式	△526
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△6
		その他有価証券評価差額金	△6
		純 資 産 合 計	3,190
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,461

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		5,789
売上原価		3,704
売上総利益		2,085
販売費及び一般管理費		1,672
営業利益		412
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	10	
為替差益	1	
有価証券売却益	1	
その他	1	15
営業外費用		
支払利息	7	
自己株式取得費用	2	
その他	0	10
経常利益		417
特別利益		
固定資産売却益	2	
受取補償金	59	62
特別損失		
事務所移転費用	2	2
税引前当期純利益		477
法人税、住民税及び事業税	154	
法人税等調整額	20	174
当期純利益		302

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

ゲンダイエージェンシー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 孫 延生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中川 満美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゲンダイエージェンシー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゲンダイエージェンシー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

招集
ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

ゲンダイエージェンシー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 孫 延生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中川 満美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゲンダイエージェンシー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

ゲンダイエージェンシー株式会社 監査役会

常勤監査役 安達 吉 明 ㊟

監査役 高野 健 二 ㊟

監査役 高岡 徹 ㊟

監査役 一色 真 司 ㊟

(注) 監査役高野健二氏、高岡徹氏及び一色真司氏の3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	おおしまかつとし 大島克俊 (1978年6月23日生)	2002年4月 当社入社 2005年10月 上野営業所長 2008年4月 東日本営業部グループマネージャー 2011年4月 広告営業本部グループマネージャー 2013年4月 営業企画開発部長 2017年4月 執行役員営業企画開発部長 2021年6月 当社取締役就任 2023年4月 最高営業責任者（CMO） 2024年6月 当社代表取締役就任（現任） 社長最高経営責任者（CEO）（現任）	18,200株
	<p>【選任理由】 同氏は、執行役員、取締役に加え子会社の代表を歴任し、昨年からは当社代表取締役として当社グループ経営を多岐にわたり牽引しその企業価値向上に大きく貢献してまいりました。その当社グループにおける経験と見識を踏まえ、今後もリーダーシップを強く発揮し、当社グループの企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		
2	もろずみまさと 両角正人 (1977年10月21日生)	2002年4月 テンアライド株式会社入社 2004年3月 当社入社 2007年10月 松本営業所長 2011年4月 神戸営業所長 2016年2月 経理部長 2021年10月 執行役員経理部長 2024年6月 当社取締役就任（現任） 2025年6月 最高財務責任者（CFO）（現任）	12,200株
	<p>【選任理由】 同氏は、当社の営業所長、経理部長、執行役員を歴任し、当社の営業部門と管理部門の双方において豊富な経験と知識を有しており、取締役CFOとして適切な役割を果たしていることから、当社グループの企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	くろこよしあき 黒子好章 (1974年9月10日生)	1997年3月 当社入社 2001年9月 上野営業所長 2003年4月 八王子営業所長 2005年4月 人事部長 2006年4月 執行役員 2009年4月 最高人事責任者 (CHO) (現任) 2025年6月 当社取締役就任 (現任) 最高コンプライアンス責任者 (CCO) (現任)	33,700株
	<p>【選任理由】 同氏は、営業所長を歴任後、長年にわたり当社の最高人事責任者として、また昨年からは取締役としても適切な役割を果たしていることから、今後の当社グループの企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		
4	やまもとまさたか 山本正卓 (1964年4月20日生)	1991年4月 有限会社アイユー入社 1993年4月 株式会社ファラン入社 1994年2月 現代広告社創業 1995年4月 当社設立 取締役就任 (現任) 代表取締役社長就任 2004年5月 最高経営責任者 (CEO)	3,680,200株
	<p>【選任理由】 同氏は、当社創業以来長く代表取締役を務め、当社グループの成長に貢献してきたことから、今後においても、豊富な経験、知見および人脈を活かした当社グループの適切な経営への貢献を期待し、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		
5	たにぐちたつなり 谷口辰成 (1976年10月14日生)	1999年4月 株式会社ネクサス (現株式会社ジェイ・コミュニケーション) 入社 2000年10月 株式会社ジェイネクステル入社 2002年10月 株式会社セキュア設立 代表取締役就任 2014年8月 合同会社LYON 代表社員就任 (現任) 2022年4月 株式会社セキュア 代表取締役社長代表執行役員CEO (現任) 2025年6月 当社取締役就任 (現任)	1,700株
	<p>【選任理由および期待される役割】 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただき、特にセキュリティ管理に関する専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p>		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※6	まつ まる し ろう 松丸史郎 (1970年12月12日生)	1993年4月 株式会社十六銀行入社 2015年4月 株式会社テイクコンサルティング設立 代表 取締役就任(現任)	0株
	【選任理由および期待される役割】 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただき、特に金融機関での経験に基づく財務・会計等に関する専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 谷口辰成氏および松丸史郎氏は社外取締役候補者であります。
4. 谷口辰成氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。これにより、谷口辰成氏は当社との間で当該契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続するとともに、松丸史郎氏との間においても、同氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。
6. 山本正卓氏が所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社であるGAキャピタル株式会社が保有する株式数も含めて記載しております。
7. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約は締結しておらず、今後の締結についても現在のところ予定しておりません。
8. 当社は、当社および子会社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で保険料の全額を当社が負担して締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。本議案において各氏の選任が承認可決され取締役就任に就任した場合、その全員が当該保険契約の被保険者となりますが、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、保険料の全額を当社が負担しこれを更新する予定です。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

第1号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏名	専 門 性 ・ 経 験				
	企 業 経 営	事 業 戦 略	財 務 ・ 会 計	リ ス ク 管 理	人 材 マ ネ ジ メ ン ト
大 島 克 俊	○	○			○
両 角 正 人			○	○	
黒 子 好 章				○	○
山 本 正 卓	○	○			○
谷 口 辰 成	○				
松 丸 史 郎	○		○		

※上記は各候補者が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
当社の取締役の報酬等の額は、2009年6月26日開催の当社第14回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役年額12百万円以内）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するための報酬枠を設定したいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は、年額200百万円以内といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度40百万円以内での支給に相当すると考えております。

なお、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される株式の種類は当社の普通株式とし、各事業年度に係る株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は400,000株

以内といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される普通株式については、原則として、5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式を一括して支給することを想定しており、実質的には1事業年度80,000株以内での発行又は処分に相当すると考えております。また、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものいたします。

また、本議案に基づく当社の普通株式又は金銭報酬債権の各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、また、本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を次ページ（ご参考）欄に記載の内容に変更予定の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿ったものであることから、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名となります。

本議案に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

【本割当契約の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、割当てを受けた日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものいたします。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任した場合又は死亡により退任

した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が本譲渡制限期間中に、正当な理由によらず退任した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会に基づき、本割当契約に定めるものいたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

(ご参考)

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう、本株主総会終了後の当社取締役会において、事業報告に記載の「取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針」につき以下に記載のとおり変更することを予定しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、短期的な業績の向上と株主利益の追求を考慮しながらも、取締役が中長期的視点で当社グループの持続的成長と企業価値向上に取り組めるよう、固定報酬(基本報酬)及び譲渡制限付株式報酬により構成する。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位および職責に応じて他社水準、当社

の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 譲渡制限付株式報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

譲渡制限付株式報酬は、各取締役への具体的な配分について、当社の取締役会決議に基づいて決定するものとし、各取締役は、譲渡制限付株式報酬の付与のために支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式の割当てを受けることとする。なお、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付の日から当社の取締役の地位又はその他当社取締役会で定める地位を喪失するまでの期間とする。

4. 基本報酬の額、譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各報酬の割合については、株主の皆様との利害共有と企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とし、個人別にはその役位、職責及び当社の業績に加え、中長期的な活動状況を踏まえた上で個別評価し、決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を踏まえ、取締役の役位に応じて①基本報酬については個人別の報酬金額の範囲を、②譲渡制限付株式報酬については個人別の具体的な配分を決定する。更に基本報酬については、経営陣の複数名が個別評価チームを構成し、特定の者への権限集中・依存を防止しつつ、当社グループ全体の業績を多角的に評価し、①の決議内容及び上記各方針に従って個人別の具体的な報酬金額を設定し、これを代表取締役社長最高経営責任者が承認することにより決定する。取締役会は、個別の報酬等の内容が決定方針に沿い、適切に決定されていることを確認する。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティビル 7階 会議室1a・1b

(2階よりA～Eのいずれのエレベーターでもお越しいただけます。)

TEL 03(5308)9888



◆交通のご案内

京王新線（都営新宿線乗り入れ）「初台駅」東口より徒歩2分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。